

IPO 会長が特許改革法案に対する同協会のスタンスを表明
～IPO は中立的立場、法案の早期成立にはコンセンサスの
高い重要事項への絞込みが必要と主張～

2007 年 7 月 17 日
JETRO NY 澤井、中山

米国知的財産権者協会 (IPO)¹のアドラー会長は 16 日、同協会ホームページのコラムを通じ、特許改革法案における同協会のスタンス(後掲)を表明した²。同協会は、これまでも数次に渡るボードメンバーの決議³を経て、特許改革法案の主要項目に対して、その立場を表明してきたところ⁴。今般のコラムでは、同協会のスタンスを改めて示すとともに、同協会の構成メンバーが種々の業界に渡ることから、特定の業界に偏ったものではなく、中立的な立場にあることを示すとともに、法案を早期に成立させるにはコンセンサスのある重要な項目に焦点を絞るべきとの考えを示している。

同会長は、現在の改革法案は、制度の近代化を図るものであり、特許付与手続きを通じた運用と質の向上、訴訟の改善の二本柱の下、特に制度の国際調和、濫訴の改善を図るものと総括しつつ、広範な内容を含む法案であるため、多くの重要な問題が提起されているとしている。

こうした中、今般の同会長のコラムによれば、IT、医薬、バイオ等の業界により特許制度改革に向けた要請が異なる中で、同協会は、これらの業界も含め、米経済における全ての業界にまたがる唯一の技術革新に携わる業界を代表した団体であることを強調。こうした立場から、同協会は、均衡の取れた内容を改革法案に盛り込むべきと表明している。特に同協会のスタンスとしては、このように業界間で多種多様の意見がある中、特定の業界や大企業に偏ったものではなく、中立的な立場 (middle ground position) であることを強調し、政治的なプロセスや一方の提案を支持する代わりにもう一方の提案も支持するといった取引 (trading support for one proposal for support of another) への関与から距離を置くことを明言している。

¹IPO: Intellectual Property Owners Association: 知的財産権者の利益のために、知的財産の保護を推進することを目的として 1972 年に設立された団体。会員は 100 の大規模・中堅企業と 250 の小規模企業、大学、個人発明家、弁護士等を含む IP 関係者で構成されており、全会員数は約 9000 人。米国知的財産法律者協会 (AIPLA)、日本知的財産協会 (JIPA)、欧州産業連盟 (UNICE) と共に、日米欧三極ユーザー団体を構成。

²http://ipoa.typepad.com/presidents_column/2007/07/why-being-in-th.html

³http://www.ipo.org/AM/Template.cfm?Section=Board_Resolutions_and_Position_Statements&Template=/CM/HTMLDisplay.cfm&ContentID=13967

⁴2007 年 3 月 16 日付け知財ニュース「特許改革法案がまもなく議会へ提出される見通し、IPO 報道」を参照

また、IPO は 6 月 19 日付けで同協会のスタンス含む法案要旨を公表

http://www.ipo.org/AM/Template.cfm?Section=Legislative_Action_Center&Template=/CM/ContentDisplay.cfm&ContentID=15363

併せて、同協会は、料金ダイバージョン規定(特許歳入の一般会計への繰り入れ)の廃止、高品質の特許、18ヶ月の特許審査期間(pendency)、より高い確実性、制度調和、手続の低コスト化を含むUSPTO業務の改善を要望するとともに、濫訴の排除と訴訟における高い確実性と予見性を求めている。また、同協会として、強くて権利行使可能な特許とユーザーと公衆との双方が最大限利益を享受しうる制度の発展を望んでいるところ。

本コラムの結びとして、同氏は、議会に法案を成立させる意志があるなら、新たな事項を法案に追加することを止めて、高いコンセンサスがある最重要課題に焦点を絞り、論争のある項目に対しては、更に時間をかけて解決方法を探るべきであるとの私見を述べている。同氏は、議会で法案が審議されるにつれ、新たな改正項目が追加されているといった状況下、複雑な手続、狭い例外規定、提案支持の取引、あいまいな条項により、特許制度改革が更に遅れ、改悪となるだけではなく、予期せぬ結果を招くとの考えを述べつつ、同協会としては、制度の根源的な発展を望んでいるとの立場を繰り返し表明している。

なお、特許改革法案(S1145/HR1908)に対する同協会のスタンスは以下の通り。

- 先願主義への移行 (Sec. 3) **[支持]**
 - 承継人による出願 (Sec. 4) **[支持]**
 - 故意侵害 (Sec. 5) **[支持]**
 - 先使用权 (Sec. 5) **[支持]**
 - 損害賠償額算定規定 (Sec. 5) **[支持するが、修正必要⁵]**
 - 付与後異議申立制度 (Sec. 6) **[支持するが、修正必要]** ※第2の窓不支持
 - 当事者系再審査手続 (Sec. 6) **[支持]**
 - 18ヶ月後の出願全件公開 (Sec. 9) **[支持]**
 - 第三者による情報提供 (Sec. 9) **[支持]**
 - 裁判管轄の改正 (Sec.10) **[支持]**
 - 中間上訴 (Sec. 10) **[不支持]**
 - USPTOの規則制定権限 (Sec. 11) **[不支持]**
 - USPTOの手数料制定権限 (上院二次修正案⁶) **[不支持]**
- (http://ipoa.typepad.com/presidents_column/2007/07/why-being-in-th.html)

(了)

⁵ 2007年4月2日付け知財ニュース「IPOが特許改革に向け新たな対処方針を決議」を参照

⁶ 2007年7月13日付け知財ニュース「特許改革法案、上院司法委は四度目の審議」を参照